○職員退職手当支給規程

（平１６規程第１５号　平成１６年４月１日）

改正　平２１規程第５５号　平成２２年３月２９日

平２３規程第１１号　平成２４年３月２１日

平２５規程第１３号　平成２５年９月２４日

平２５規程第３３号　平成２５年１０月２２日

平２５規程第８９号　平成２６年３月２５日

平２６規程第４０号　平成２７年１月２８日

平２６規程第７３号　平成２７年３月３１日

平２８規程第８号　平成２８年９月２８日

平２９規程第２７号　平成２９年１２月２０日

令４規程第４２号　令和４年１０月１日

令４規程第１０３号　令和５年３月３１日

令５規程第１８号　令和５年９月２８日

令６規程第１２号　令和６年５月３０日

（総則）

第１条　国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）において、所定の手続きを経て、理事長が任命した定年制職員（以下「職員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給制限）

第２条　退職手当は、勤続６月未満で第３条第１項第１号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、これを支給しない。

２　職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（当該職員が死亡したときは、当該職員に係る退職手当の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該職員の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

（１）禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した者

（２）定年制職員（研究系）就業規程（平２５規程第８０号）第６５条第５号、定年制職員（技術・事務系）就業規程（平２５規程第８１号）第６６条第５号又は学術船船員就業規程（平１６規程第１１号）第７５条第５号に規定する懲戒解雇処分（以下「懲戒解雇処分」という。）を受けて退職した者

３　退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（第１号に該当する場合において、当該職員が死亡したときは、当該退職手当の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

（１）当該職員が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

（２）理事長が、当該職員について、当該退職後に在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めたとき。

４　死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払いを受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払いを受ける権利を承継したものを含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われない場合において、前項第２号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第２項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

５　第７条第１項から第３項の規定による退職手当の支払いを差し止める措置（以下「支払差止措置」という。）に係る退職手当に関し、第３項又は第４項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする措置が行われたときは、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

（調整額の支給制限）

第２条の２　退職手当のうち、第３条の５の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

（１）第３条第１項の規定により計算した退職手当の基本額が０である者及び第３条第

１項第１号に規定する者のうち、傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が９年以下のもの
（２）その者の非違により退職した者（前条第２項各号に掲げる者を除く。）で理事長が定めるもの

（退職手当の額）
第３条　次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職した者に対する退職手当の額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表に掲げる割合を退職した日におけるその者の本給月額（職員給与規程（平１６規程第１３号）第１１条の２に規定する本給表の本給月額をいう。ただし、育児休業に関する規則（平１６規則第６４号）第１５条に規定する部分休業の期間中の退職手当の計算の基礎となる本給月額は、部分休業をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき本給月額とする。以下「退職日本給月額」という。）に乗じて得た額（以下「基本額」という。）に、第３条の５の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（１）定年制職員（研究系）就業規程第４１条第１号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第４２条第１号又は学術研究船船員就業規程第４３条第１号の規定により自己都合退職した場合、又は定年制職員（研究系）就業規程第４４条第１号から第５号まで若しくは第８号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第４５条第１号から第５号まで若しくは第８号又は学術研究船船員就業規程第４６条第１号から第４号まで若しくは第７号のいずれかの規定により解雇された場合
（２）業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第４７条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した場合
（３）業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）
（４）定年制職員（研究系）就業規程第４１条第３号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第４２条第３号又は学術研究船船員就業規程第４３条第３号の規定により定年退職した場合（定年に達した日（定年の実施に関する細則(平１６細則第９０号）第３条に定める「満６５歳に達した日（誕生日の前日)」をいう。以下同じ。）以後定年退職

日の前日までに自己都合退職した場合を含む。）

（５）組織の改廃（次号に規定する場合を除く）又は勤務していた事業所の移転により退職した場合

（６）定年制職員（研究系）就業規程第４１条第２号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第４２条第２号若しくは学術研究船船員就業規程第４３条第２号の規定により退職し、又は定年制職員（研究系）就業規程第４４条第６号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第４５条第６号若しくは学術研究船船員就業規程第４６条第５号の規定により解雇された場合

（７）業務上の傷病又は死亡により退職した場合

２　前項第６号又は第７号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づく退職手当の額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職した日におけるその者の本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、研究員調整手当及び船員手当の月額の合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
１年未満	２．７
１年以上２年未満	３．６
２年以上３年未満	４．５
３年以上	５．４

３　前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職した日の翌日から１年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して１年以内に退職した場合には適用しない。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第３条の２　定年前早期退職募集に応じて退職した職員に対する退職手当の基本額は、第３条第１項第４号の規定に基づく支給割合による額とする。

２　第３条第１項第６号、第７号又は前項に掲げる事由により退職した職員のうち、定年に達する日の６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が定年から１５年を減じた年齢以上であるものにあっては、第３条第１項本文中「退職日本給月額」とあるのは、「退職日本給月額及び当該退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき当該年数及び１００分の３を乗じて得た額の合計額」とする。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第３条の３　第３条の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日本給月額に６０を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（諭旨退職の退職手当）

第３条の４　定年制職員（研究系）就業規程第６５条第４号、定年制職員（技術・事務系）就業規程第６６条第４号又は学術研究船船員就業規程第７５条第４号の規定による諭旨退職の場合（退職した後、在職期間中の行為に関し諭旨退職相当との決定がされた場合を含む。）の退職手当の支給額は、第３条第１項第１号に基づく基本額の２分の１以内の額とする。

（退職手当の調整額）

第３条の５　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（１）第１号区分　７０，４００円

（２）第２号区分　６５，０００円

（３）第３号区分　５９，５５０円

（４）第４号区分　５４，１５０円

（５）第５号区分　４３，３５０円

（６）第６号区分　３２，５００円

（７）第７号区分　２７，１００円

（８）第８号区分　２１，７００円

（９）第９号区分　０

２　第１項に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

３　第１項の規定にかかわらず、退職した者でその勤続期間が４年以下のもの及び第３条第１項第７号に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が１０年以上２４年以下の者に対する退職手当の調整額は、本条第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額とする。
４　前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

第４条　削除

第５条　削除

第５条の２　削除

（退職手当の減額の特例）
第６条　職員が科学技術企業年金基金（以下「年金基金」という。）の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）１５年以上で退職し、又は死亡した場合においては、第３条の規定により計算して得た基本額から、加入者期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入者期間を勤続期間とみなした場合における該当勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本給月額が年金基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。この場合において、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前１年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前１年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の１２分の１に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。
（１）勤続期間が１５年の場合にあっては、１００分の１．５の割合
（２）勤続期間が１５年を超え３０年までの場合にあっては、１００分の１．５に１５年を超える勤続期間１年につき１００分の０．１を加えた割合
（３）勤続期間が３０年を超える場合にあっては、１００分の３の割合

２　年金基金の加入者であったことによりすでに退職手当の減額を受けた者に対し、再び退職手当を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした期間について算出される減額すべき額から、次の第１号の額に第２号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

（１）再び支給する退職手当の額の算出の基礎となる本給月額（この場合において、前項ただし書きを準用する。）に基づいて、すでに減額を受けた勤続期間について算出される対象額

（２）すでに減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

３　前２項に規定する勤続期間の計算にあたって１年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。

４　この条の規定による減額は、第３条の規定により支給する退職手当の額を限度とする。

（退職手当の支払差止め）

第７条　退職をした職員が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職に係る退職手当の支払いを差し止める措置（以下「支払差止措置」という。）を行うものとする。

（１）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

（２）退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

２　退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、支払差止措置を行うことができる。

（１）当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕されたとき又は理事長が当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該職員に対し退職手当を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

（２）理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒解雇処分又は諭旨退職処分（以

下「懲戒解雇等処分」という。）とすべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

３　死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合にはその遺族）が当該退職に係る退職手当の支払いを受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払いを受ける権利を承継したものを含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第２号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、支払差止措置を行うことができる。

４　前３項の規定による退職手当の支払差止措置を受けた者は、当該支払差止措置後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

５　理事長は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

（２）当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない措置があった場合であって、第２条第３項の規定による措置を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない措置があった日から６月を経過した場合

（３）当該支払差止措置を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第２条第３項の規定による措置を受けることなく、当該支払差止措置を受けた日から１年を経過した場合

６　理事長は、当該支払措置を受けた者が第２条第４項の規定による措置を受けることなく当該支払差止措置を受けた日から１年を経過した場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。

７　前２項の規定は、理事長が、当該支払差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払いを差し止める必要がなくなったとして当該支払差止措置

を取り消すことを妨げるものではない。

（退職をした者の退職手当の返納）

第７条の２　退職をした職員に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、第２条第２項又は第３条の４に規定する事情のほか、当該職員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

（１）当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

（２）理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

２　前項第２号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から５年以内に限り、行うことができる。

（遺族の退職手当の返納）

第７条の３　死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第１項第２号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から１年以内に限り、第２条第２項又は第３条の４に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納）

第７条の４　退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払いを受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第７条の２第１項又は前条の規定による措置を受けることなく死亡した場合（次項から第４項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相

当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に次条第２項による通知を受けた場合において、第７条の２第１項又は前条の規定による措置を受けることなく死亡したとき（次項及び第４項に規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員が在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

３　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から６月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第７条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第７条の２第１項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、理事長は，当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第７条の２第１項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、理事長は，当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

５　前３項の規定による措置に基づき返納する金額は、第２条第２項又は第３条の４に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額，当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が２人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

（意見聴取）

第７条の５　理事長は、第２条第３項第２号又は第４項、第７条の２第１項、第７条の３及び第７条の４第１項から第４項までの措置を行うときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

２　理事長は、意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、当該措置を受けるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）予定される退職手当の支給制限等措置の内容

（２）退職手当の支給制限等措置の原因となる事実

（３）意見聴取の期日及び場所

３　前項の書面においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）意見聴取の期日に出席して意見を述べ、及び証明できる書類又は物品（以下「証明できる書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日への出席に代えて陳述書及び証明できる書類等を提出することができること。

（２）意見聴取が終結するまでの間、当該措置の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

４　理事長は、当該措置を受けるべき者の所在が判明しない場合は、第２項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号に掲げる事項並びに機構が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を機構本部及び事業所に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

５　理事長は、当該措置を受けるべき者から申請があった場合は、代理人を認めることができる。

６　理事長は、当該措置を受けるべき者又は代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出席せず、かつ、第３項第１号に規定する陳述書若しくは証明できる書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証明できる書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

７　意見聴取は、公開しない。

（措置の通知）

第７条の６　理事長は、第２条第２項から第４項まで、第３条の４、第７条、第７条の２、第７条の３及び第７条の４第１項から第４項までの規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。
２　理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該措置を受けるべき者の所在が判明しない場合、民法（明治２９年法律第８９号）第９８条に基づく公示による意思表示を行う。

（委員会への諮問）
第７条の７　理事長は、第２条第３項第２号若しくは同条第４項、第７条の２第１項、第７条の３又は第７条の４第１項から第４項までの規定による措置を行うときは、理事長が別に定める委員会に諮問しなければならない。

（勤続期間の計算）
第８条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日（特定任期制職員制度規則（平１９規則第７６号）に定める特定任期制職員として採用され、当該規則第８条に基づき職員として採用された職員については特定任期制職員として採用された日）の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、２分の１の割合を除算する。
（１）刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
（２）停職期間
（３）私傷病による休職期間
（４）育児休業期間及び出生時育児休業期間（ただし、当該育児休業及び出生時育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間については、３分の１に相当する月を除算する。また、１月未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）並びに介護休業期間
（５）その他別に定める特別の事由に該当する期間
２　前項ただし書に定めるもののほか、配偶者同行休業に関する規則（平２６規則第８号）第２条第３項に規定する配偶者同行休業をした期間があるときは、その月数を除算する。

（勤続期間の計算等の特例）

第９条　職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する特行政執行法人をいう。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第７条の２第１項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

２　国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。

３　職員が第１項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第１条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

４　国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

第１０条　削除

（退職手当の支給）

第１１条　退職手当は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から１月以内に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第１２条　本規程に定める遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

（１）配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（２）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

（３）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

２　前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第２号又は第３号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

３　退職手当の支給を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（対象遺族からの除外）

第１２条の２　次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

（１）職員を故意に死亡させた者

（２）職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第１３条　削除

附　則

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

２　機構の設立の際、海洋科学技術センター（以下「センター」という。）の職員であったもので、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、センターの職員であった期間を機構の勤続期間とみなす。

３　機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が、引き続いて機構の職員となった者の勤続期間の計算については、国家公務員として引き続いた在職期間を機構の職員としての勤続期間とみなす。

附　則（平２１規程第５５号）

この規程は、平成２２年３月３１日から施行する。

附　則（平２３規程第１１号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平２５規程第１３号）

１　この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

２　次の各号における期間に退職した者に対する退職手当の額は、第３条の規定にかかわらず、その者の退職事由及び勤続期間に応じた次の各号に定める表に掲げる割合を退職日本給月額に乗じて得た額に、第３条の５の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（１）平成２５年１０月１日から平成２６年６月３０日

<table>
<tr><td rowspan="3">勤続期間</td><td colspan="7">第３条第１項の退職事由</td></tr>
<tr><td>第１号</td><td>第２号</td><td>第３号</td><td>第４号</td><td>第５号</td><td>第６号</td><td>第７号</td></tr>
<tr><td>自己都合等</td><td>業務外死亡等</td><td>業務外傷病</td><td>定年・雇用期間満了</td><td>勤務箇所の移転等</td><td>業務上の都合等</td><td>業務上傷病・死亡</td></tr>
<tr><td>６月未満</td><td>0</td><td rowspan="2">0.98</td><td rowspan="2">0.98</td><td rowspan="2">0.98</td><td rowspan="2">1.225</td><td rowspan="2">1.47</td><td rowspan="2">1.47</td></tr>
<tr><td>６月以上１年</td><td>0.588</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>1.176</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.45</td><td>2.94</td><td>2.94</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>1.764</td><td>2.94</td><td>2.94</td><td>2.94</td><td>3.675</td><td>4.41</td><td>4.41</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>2.352</td><td>3.92</td><td>3.92</td><td>3.92</td><td>4.9</td><td>5.88</td><td>5.88</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>2.94</td><td>4.9</td><td>4.9</td><td>4.9</td><td>6.125</td><td>7.35</td><td>7.35</td></tr>
<tr><td>６年</td><td>3.528</td><td>5.88</td><td>5.88</td><td>5.88</td><td>7.35</td><td>8.82</td><td>8.82</td></tr>
<tr><td>７年</td><td>4.116</td><td>6.86</td><td>6.86</td><td>6.86</td><td>8.575</td><td>10.29</td><td>10.29</td></tr>
<tr><td>８年</td><td>4.704</td><td>7.84</td><td>7.84</td><td>7.84</td><td>9.8</td><td>11.76</td><td>11.76</td></tr>
<tr><td>９年</td><td>5.292</td><td>8.82</td><td>8.82</td><td>8.82</td><td>11.025</td><td>13.23</td><td>13.23</td></tr>
<tr><td>１０年</td><td>5.88</td><td>9.8</td><td>9.8</td><td>9.8</td><td>12.25</td><td>14.7</td><td>14.7</td></tr>
<tr><td>１１年</td><td>8.7024</td><td>13.5975</td><td>10.878</td><td>13.5975</td><td>13.5975</td><td>16.317</td><td>16.317</td></tr>
<tr><td>１２年</td><td>9.5648</td><td>14.945</td><td>11.956</td><td>14.945</td><td>14.945</td><td>17.934</td><td>17.934</td></tr>
<tr><td>１３年</td><td>10.4272</td><td>16.2925</td><td>13.034</td><td>16.2925</td><td>16.2925</td><td>19.551</td><td>19.551</td></tr>
<tr><td>１４年</td><td>11.2896</td><td>17.64</td><td>14.112</td><td>17.64</td><td>17.64</td><td>21.168</td><td>21.168</td></tr>
</table>

１５年	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
１６年	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
１７年	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
１８年	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
１９年	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
２０年	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
２１年	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
２２年	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
２３年	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
２４年	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
２５年	32.83	38.955	32.83	38.955	38.955	38.955	38.955
２６年	34.398	40.719	34.398	40.719	40.719	40.719	40.719
２７年	35.966	42.483	35.966	42.483	42.483	42.483	42.483
２８年	37.534	44.247	37.534	44.247	44.247	44.247	44.247
２９年	39.102	46.011	39.102	46.011	46.011	46.011	46.011
３０年	40.67	47.775	40.67	47.775	47.775	47.775	47.775
３１年	41.846	49.539	41.846	49.539	49.539	49.539	49.539
３２年	43.022	51.303	43.022	51.303	51.303	51.303	51.303
３３年	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
３４年	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
３５年	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
３６年	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
３７年	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86
３８年	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
３９年	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
４０年	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
４１年	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
４２年	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
４３年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
４４年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
４５年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

（２）平成２６年７月１日から平成２７年３月３１日

勤続期間	第３条第１項の退職事由						
	第１号	第２号	第３号	第４号	第５号	第６号	第７号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転等	業務上の都合等	業務上傷病・死亡
６月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.15	1.38	1.38
６月以上１年	0.552						

２年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.3	2.76	2.76
３年	1.656	2.76	2.76	2.76	3.45	4.14	4.14
４年	2.208	3.68	3.68	3.68	4.6	5.52	5.52
５年	2.76	4.6	4.6	4.6	5.75	6.9	6.9
６年	3.312	5.52	5.52	5.52	6.9	8.28	8.28
７年	3.864	6.44	6.44	6.44	8.05	9.66	9.66
８年	4.416	7.36	7.36	7.36	9.2	11.04	11.04
９年	4.968	8.28	8.28	8.28	10.35	12.42	12.42
１０年	5.52	9.2	9.2	9.2	11.5	13.8	13.8
１１年	8.1696	12.765	10.212	12.765	12.765	15.318	15.318
１２年	8.9792	14.03	11.224	14.03	14.03	16.836	16.836
１３年	9.7888	15.295	12.236	15.295	15.295	18.354	18.354
１４年	10.5984	16.56	13.248	16.56	16.56	19.872	19.872
１５年	11.408	17.825	14.26	17.825	17.825	21.39	21.39
１６年	14.1588	19.665	15.732	19.665	19.665	22.908	22.908
１７年	15.4836	21.505	17.204	21.505	21.505	24.426	24.426
１８年	16.8084	23.345	18.676	23.345	23.345	25.944	25.944
１９年	18.1332	25.185	20.148	25.185	25.185	27.462	27.462
２０年	21.62	27.025	21.62	27.025	27.025	28.98	28.98
２１年	23.46	28.865	23.46	28.865	28.865	30.498	30.498
２２年	25.3	30.705	25.3	30.705	30.705	32.016	32.016
２３年	27.14	32.545	27.14	32.545	32.545	33.534	33.534
２４年	28.98	34.385	28.98	34.385	34.385	35.052	35.052
２５年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57	36.57
２６年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226	38.226
２７年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882	39.882
２８年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538	41.538
２９年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194	43.194
３０年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85	44.85
３１年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506	46.506
３２年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162	48.162
３３年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818	49.818
３４年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474	51.474
３５年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44	52.44
３６年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44	52.44
３７年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44	52.44
３８年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44	52.44
３９年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44	52.44
４０年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44	52.44
４１年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44	52.44
４２年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44	52.44
４３年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

４４年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
４５年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

附　則（平２５規程第３３号）

この規程は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平２５規程第８９号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平２６規程第４０号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２６規程第７３号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２８規程第８号）

１　この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

２　科学技術厚生年金基金の加入員であった期間を有する職員にあっては、当該期間を第６条第１項において加入者期間に加算するとともに、第６条第２項を準用する。

附　則（平２９規程第２７号）

この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（令４規程第４２号）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令４規程第１０３号）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

２　当分の間、満６０歳に達した日（誕生日の前日）の属する事業年度の末日以降に、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、第３条第４号と同様に退職事由を定年退職として取り扱う。

３　第３条の２に定める定年前早期退職の定年は当分の間６０歳とする。

４　満６０歳に達した日（誕生日の前日）の属する事業年度の末日の翌日以降に退職した場合の退職手当の基本額は、職員給与規程第１１条第２項に定める本給表Ｓを適用される者にあっては、満６０歳に達した日（誕生日の前日）の属する事業年度の末日における本給月額及び勤続期間を基準に第３条の定めにより算定した額に、退職した日における本給月額を基準に第３条の定めにより算定した額を加えた額とする。ただし、退職した日における本給月額に乗じる勤続期間に応じた別表に掲げる割合は、退職した日における勤続期間に応じた割合から満６０歳に達した日（誕生日の前日）の属する事業年度の末日時点における勤続期間に応じた割合を減算して算定する。

附　則（令５規程第１８号）

この規程は、令和５年９月２８日から施行する。

附　則（令６規程第１２号）

この規程は、令和６年５月３０日から施行し、令和６年３月３１日から適用する。

別表（第３条第１項関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">勤続期間</td><td colspan="7">第３条第１項の退職事由</td></tr>
<tr><td>第１号</td><td>第２号</td><td>第３号</td><td>第４号</td><td>第５号</td><td>第６号</td><td>第７号</td></tr>
<tr><td>自己都合等</td><td>業務外死亡等</td><td>業務外傷病</td><td>定年・雇用期間満了</td><td>勤務箇所の移転等</td><td>業務上の都合等</td><td>業務上傷病・死亡</td></tr>
<tr><td>６月未満</td><td>0</td><td rowspan="2">0.837</td><td rowspan="2">0.837</td><td rowspan="2">0.837</td><td rowspan="2">1.04625</td><td rowspan="2">1.2555</td><td rowspan="2">1.2555</td></tr>
<tr><td>６月以上１年</td><td>0.5022</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>1.0044</td><td>1.674</td><td>1.674</td><td>1.674</td><td>2.0925</td><td>2.511</td><td>2.511</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>1.5066</td><td>2.511</td><td>2.511</td><td>2.511</td><td>3.13875</td><td>3.7665</td><td>3.7665</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>2.0088</td><td>3.348</td><td>3.348</td><td>3.348</td><td>4.185</td><td>5.022</td><td>5.022</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>2.511</td><td>4.185</td><td>4.185</td><td>4.185</td><td>5.23125</td><td>6.2775</td><td>6.2775</td></tr>
<tr><td>６年</td><td>3.0132</td><td>5.022</td><td>5.022</td><td>5.022</td><td>6.2775</td><td>7.533</td><td>7.533</td></tr>
<tr><td>７年</td><td>3.5154</td><td>5.859</td><td>5.859</td><td>5.859</td><td>7.32375</td><td>8.7885</td><td>8.7885</td></tr>
<tr><td>８年</td><td>4.0176</td><td>6.696</td><td>6.696</td><td>6.696</td><td>8.37</td><td>10.044</td><td>10.044</td></tr>
<tr><td>９年</td><td>4.5198</td><td>7.533</td><td>7.533</td><td>7.533</td><td>9.41625</td><td>11.2995</td><td>11.2995</td></tr>
</table>

１０年	5.022	8.37	8.37	8.37	10.4625	12.555	12.555
１１年	7.43256	11.613375	9.2907	11.613375	11.613375	13.93605	13.93605
１２年	8.16912	12.76425	10.2114	12.76425	12.76425	15.3171	15.3171
１３年	8.90568	13.915125	11.1321	13.915125	13.915125	16.69815	16.69815
１４年	9.64224	15.066	12.0528	15.066	15.066	18.0792	18.0792
１５年	10.3788	16.216875	12.9735	16.216875	16.216875	19.46025	19.46025
１６年	12.88143	17.890875	14.3127	17.890875	17.890875	20.8413	20.8413
１７年	14.08671	19.564875	15.6519	19.564875	19.564875	22.22235	22.22235
１８年	15.29199	21.238875	16.9911	21.238875	21.238875	23.6034	23.6034
１９年	16.49727	22.912875	18.3303	22.912875	22.912875	24.98445	24.98445
２０年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875	24.586875	26.3655	26.3655
２１年	21.3435	26.260875	21.3435	26.260875	26.260875	27.74655	27.74655
２２年	23.0175	27.934875	23.0175	27.934875	27.934875	29.1276	29.1276
２３年	24.6915	29.608875	24.6915	29.608875	29.608875	30.50865	30.50865
２４年	26.3655	31.282875	26.3655	31.282875	31.282875	31.8897	31.8897
２５年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075	33.27075
２６年	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735	34.77735
２７年	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395	36.28395
２８年	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055	37.79055
２９年	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715	39.29715
３０年	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375	40.80375
３１年	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035	42.31035
３２年	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695	43.81695

３３年	37.7487	45.32355	37.7487	45.3235 5	45.3235 5	45.3235 5	45.3235 5
３４年	38.7531	46.83015	38.7531	46.8301 5	46.8301 5	46.8301 5	46.8301 5
３５年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	47.709	47.709	47.709
３６年	40.7619	47.709	40.7619	47.709	47.709	47.709	47.709
３７年	41.7663	47.709	41.7663	47.709	47.709	47.709	47.709
３８年	42.7707	47.709	42.7707	47.709	47.709	47.709	47.709
３９年	43.7751	47.709	43.7751	47.709	47.709	47.709	47.709
４０年	44.7795	47.709	44.7795	47.709	47.709	47.709	47.709
４１年	45.7839	47.709	45.7839	47.709	47.709	47.709	47.709
４２年	46.7883	47.709	46.7883	47.709	47.709	47.709	47.709
４３年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
４４年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
４５年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709